

2017年3月31日

「LT会」会報第17-1号（総169号）

上海LTコンサルティンググループ

## 両証整合はうまく行くのか～外国人就業許可制度改革の行方

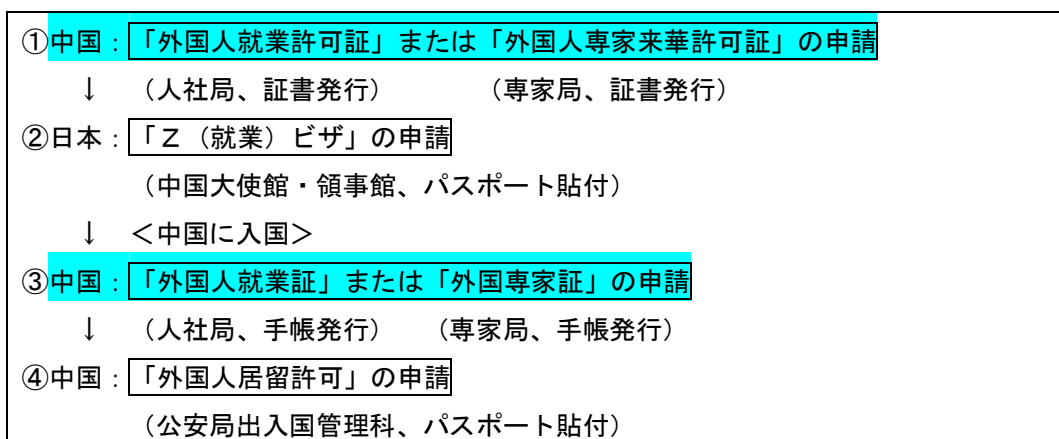
2017年4月1日から全国で新しい外国人就業許可制度（以下、新制度という。）が実施される。ここ数か月、お客様から最も多いお問い合わせは、本件に関するものであった。「ポイント制」や「A・B・C類」について解説する資料は数多く出されたものの、この制度がどのように運営されるかまるで見えて来なかったからである。

実は日本でも2012年5月から出入国管理において高度人材ポイント制が導入されている。日本のポイント制は高級人材受入促進を目的とする優遇政策であるのに対し、就業者全体をカバーしている中国のポイント制は微妙にニュアンスが異なる。

新制度は2016年10月1日から北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、広東省、四川省、寧夏自治区等で試行されたが、どうやら上海ではうまくいっていないらしいという噂が流れていた。本稿では、新制度の全体像を掴むとともに、試行地区の実施状況から予想される今後の展開と対策について論じることとしたい。

### 1. 就業許可、居留許可取得の流れ

本社の人事担当者や中国駐在員にとって今回の改革案の最大のインパクトは恐らく「ポイント制」と「A・B・C類」の導入であろう。しかし、その部分だけを捉えて悩むより、むしろ全体像を把握しておく必要があると考える。まずは、外国人が中国での就業許可を取得するための手続きの流れを見てみよう。今回変更があったのは、下図①及び③に関する手続きであり、②及び④に関する手続きに従来と変わらない。



## 2. 新制度の主な変更点

### (1) 審査部門の統合

これまで外国人の就業に関する審査部門は、一般企業に就職する外国人を所管する「人力資源と社会保障部」（以下「人社部」という。）、専門家として招聘される外国人を所管する「国家外国人専門家局」（以下「專家局」という。）の二ルートが存在した。今回の制度改革では、これが專家局ルートに統合される。

これにより、「外国人就業許可証書」及び「外国人專家來華許可証」は、電子形式の「外国人工作許可通知」に、「外国人就業証」及び「外国專家証」は、カード形式の「外国人工作許可証」に統一される。これを「両証整合」という。

### (2) 全国共通申請サイトの立上げ

審査部署の裁量権は地域によりかなりばらつきがあり、「上海市では就業が許可されるケースが他の省では認められない。」「外国人就業許可証書取得のために、通常は本人が中国国内で滞在する必要はないのに、ある地域では2週間ほど拘束される。」といった現象が見られた。

今後申請認可手続きは、專家局により構築される全国共通申請サイト「外国人來華工作管理服務系統 ([http://202.96.25.25/fonreigner/index\\_index.action](http://202.96.25.25/fonreigner/index_index.action)) を通じてネット申請し、その後現地窓口で資料を提出することとなる。提出資料も簡素化されることから、地域による裁量権のばらつきは改善に向かうものと見込まれる。

### (3) 外国人就業者に関する情報共有

これまで外国人就業に係る労働、出入国管理、税務に関する政府部門間の横の連携はあまり見られなかった。しかし新制度では、中国で就業する外国人に生涯変わらないID番号を割り振り、関係各部門で情報を共有化することを明言している。

### (4) 分類管理とポイント制の導入

就業許可審査にはポイント制が導入され、外国高級人材（A類）、外国専門人材（B類）、外国普通人材（C類）の三分類して管理される。A類の招聘を奨励する一方で、B類は適宜コントロール、C類は定員を設定し厳格に管理制限される。

## 3. 新制度移行時の留意事項

### (1) ポイント制に関する誤解

日系企業駐在員として派遣される人材の多くはB類に該当する。ポイントが合計60点以上ないとB類に認定されないとお思いの向きも多いがそれは誤解である。

ポイント制は分類管理の条件の最後に記載されており、必要条件ではなく補完要素の意味合いが強い。実は以下の5項目のうちの一つに該当すればB類として認定される可能性があり、必ずしも「ポイント不足＝就業不可」となる訳ではないのである。

- |   |
|---|
| <p>① 学士以上の学位かつ2年以上の業務経歴、60歳以下かつ以下の一つを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア. 教育・研究・新聞出版・文化等特殊領域で研究・教学・管理等をする者</li><li>イ. 中外政府間契約・国際組織間契約・中外経済貿易及び工程技术契約を履行する者</li></ul> |
|---|

ウ. 国際組織の中国常駐機構が雇う者
エ. 外国企業が派遣する中間管理層以上の社員、外国企業常駐中国代表機構主席代表及び一般代表
オ. 国内各企業・組織が雇用する外国管理者及び専門技術者
②中国国内の高等教育機関で修士或いはそれ以上の学歴を取得した者
③国外トップ100の高等教育機関で修士或いはそれ以上の学位を取得した者
④外国語教育人員（原則として母語国で母語の教育に従事するとともに母語国の大学学士以上の学位を取得し、かつ2年以上の語学教育経歴）
⑤「ポイント要素配分計算表」によるポイント60点以上の専門人材

現地法人の中間管理層以上や駐在員事務所の代表として派遣する場合は、①エの条件を満たすことから、ポイント制とは直接関係ないと見てよいのである。また①オのポイント制を適用してみても、70点前後は獲得できるようである。

### (2) 審査部門統合の影響

専門家局は従来、教授・教師等の専門家のみを審査しており、資料を厳しく審査するというイメージが強い。専門家局は人社部の外局に相当し独立性が高いことから、人社部直轄の人社局（上海市は「外国人就業促進センター」）よりも対応が硬直化し、以前のような柔軟さを失くす可能性が高い。

### (3) 試行地区の実施状況

以下の表は専門家局ホームページに掲載された各試行地域の実施報告書に公表されたデータを当社が集計したものである。これにより共通申請サイトが立ち上げられた2016年11月1日以降の企業口座開設登録件数と就業許可件数を把握できる。

試行地域	報告日	集計期日	企業口座開設登録件数(社)	就業許可件数	
				申請(人)	許可(人)
天津市	2016/12/30	2016/12/16	608		131
北京市	2017/1/25	2017/1/9			121
広州市	2017/3/3		1,048	330	301
青島市	2017/3/6		1,292	1,431	
深圳市	2017/3/6	2016/12/31	934	233	174
上海市	報告なし				

青島市が1000人に達しているものの、その他の都市の許可件数は100~300人に止まることから、許可申請者全員が新制度で処理されているとは考えにくい。

外国人就業者が最も多い上海市の報告書が公表されていないのは、旧制度での申請受理が結局3月24日まで継続され、新制度はほとんど試行されなかったからである。4月1日の全国実施以降もシステム対応や窓口人材育成が間に合わず移行が遅延して、旧制度を継続する地域が続出するものと予想される。

(4) システム対応の不備

外国人来華工作管理服務系統にはバグが多く、試行段階で各審査部門からのクレームが相継いだという。全国実施後もシステムトラブルが多発し、当分は不安定な運用が続くもの予想される。

外国人工作許可証の新規申請、外国人就業証からの更新手続きをする際のネット申請は3か月前から可能になるので、とにかく早めに着手されることをお勧めしたい。暫くは混乱状態が続くものと予想されるが、落ち着いて事前確認を重ねれば、ご心配には及ばないと思料する。そしてわずかでもトラブルの兆候が現れたときは、あれこれ迷わずに弊社までご相談いただきたい。弊社では、いつも貴社に寄り添い、最善・最速の解決策をご提供したいと考えているからである。

以上